

# 令和6年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年11月8日（金）

香川労働局第1会議室

出席者	公益代表委員	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者代表委員	立石、土田、中村、三屋
	使用者代表委員	井出、白石、棚次、檜垣

議題（1）香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について

（2）その他

○賃金室長

それでは、ただ今から令和6年度第7回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本審議会は、参集とオンラインの同時開催となっております。

本日は廣瀬委員、奥田委員が欠席されておりますが、9名の委員にご参集いただきますとともに、4名の委員にオンラインでご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

オンライン出席の委員の皆様方聞こえてますでしょうか。

それでは、柴田会長、進行をお願いいたします。

○柴田会長

それでは、今日はオンラインで失礼いたします。

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（１）の「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について」です。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい。座って説明させていただきます。

本年度の香川県特定最低賃金の改正決定につきましてご説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

資料 No. 2 が「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の答申文写し、資料 No. 3 が「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の答申文写し、資料 No. 1 が「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」専門部会報告書写しです。

まず、資料 No. 2 を御覧ください。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金につきましては、10月7日開催の第3回専門部会において、改定額 1,092 円、引き上げ額 52 円、引き上げ率 5.00%、全会一致での結審となり、審議会令第6条第5項を適用し、答申を受けました。改正発効日は12月15日となります。

次に、資料 No. 3 を御覧ください。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、10月7日開催の第3回専門部会において、改定額 1,030 円、引き上げ額 48 円、引き上げ率 4.89%、全会一致での結審となり、審議会令第6条第5項を適用し、答申を受けました。改正発効日は12月15日となります。

最後に、香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金についてです。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金につきましては、8月5日に諮問を受けて以降、9月25日、9月27日、10月9

日と3回の専門部会を開催し慎重に審議を進めてまいりました。

金額審議が始まった第2回専門部会以降、全会一致に向けて労使各側が歩み寄りながら審議を重ねてまいりました。

金額は労使各側が最初に提示された労側の+60円、使側の+20円から、双方の歩み寄りにより、徐々に金額差は縮まってまいりましたが、第3回専門部会の第2回目に労使各側から提示されました労側の+54円、使側の+44円から、金額審議が難航し、労使各側の主張、ご意見を伺い、十分に協議を重ねましたが、これ以上審議を重ねても妥結する金額は見いだせないと判断し、労使双方の同意の上、公益見解を出しました。

公益見解としては、香川県最低賃金の引き上げ額や、最低賃金のセーフティーネットとしての役割、特定（船舶）最低賃金が適用される労働者の作業内容、作業環境、他の特定最低賃金の引き上げ額などを総合的に勘案し、+52円引き上げ1,093円を提案いたしました。

そして、公益案に関し採決をとりましたところ、反対3名、賛成5名で可決され、10月9日専門部会報告書を作成いたしました。

事務局で報告書を説明いたします。

#### ○賃金指導官

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和6年10月9日

香川地方最低賃金審議会 会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 部会長 柴田潤子

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり  
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりで  
ある。

各委員のお名前については、読み上げを省略させていただきます。  
続きまして別紙です。

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産  
業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会  
社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・  
修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使  
用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を  
除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,093円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定発効

以上になります。

○柴田会長

ありがとうございました。

この報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、公益代表委員が公益案を示し、専門部会の過半数の賛成を得て部会報告としたものとなっております。

この部会報告につきましてご審議いただき、本日、この部会報告により答申としてとりまとめたいて考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員からそれぞれ部会報告についてご意見をお願いいたします。

まず、労働者側の専門部会委員をお願いいたします。

#### ○立石委員

労側の立石からご報告をさせていただきます。

これまでの本審において過去最高水準となる+52円（970円）に至りました。

最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを重視しつつ、公労使で真摯な議論を尽くした結果として受け止めています。今春の2024春季生活闘争の成果を未組織の労働者へと波及させ、社会全体の賃金底上げにつながりました。

これまでの特賃（船舶）の議論において労側は、①歴史的な地賃の賃上げの流れを社会全体に広げる重要性、②厳しい労働環境で働く者の暮らしも消費者物価が高水準で推移し、その労働の負荷に報いる賃金ではないこと、③産業における労働力不足の一因となっている特定最低賃金の着実な引き上げの必要性、などを強く主張してきました。

特定最低賃金は、集团的労使関係のない職場を含めた産業全体の賃金を底支えする重要な役割を果たしています。私たちはこの重要性を改めて認識した上で、本日の本審において、地賃額+52円を十分に参酌した引き上げと早期発効を願うところです。

私からは以上です。

○柴田会長

はい。ありがとうございました。それでは、次に使用者側の専門部会委員にお願いいたします。

○檜垣委員

はい。使用者側を代表し、檜垣邦彦の方からお話させていただきます。

私たち使用者側としては、船舶専門部会で公益案を提示した+52円並びにその提案理由では納得できないことから、使用者側反対の意見を示しました。まず、金額に納得できない理由ですが、造船会社の経営は他の産業と違い、現在は本当に二極化にあります。

一般的には造船業は長期的には仕事も確保でき、よい状況にあるように見えます。しかしながら、契約通貨がUSドルで行うか、円で行うかによって、その経営状況というのは大きく二極化しております。

造船業は、受注契約後船を引き渡すまでに約3年という他の産業とはかなり異なる長期になる特徴があります。為替は今から3年前の2021年度はUSドル110円でしたけど、2024年度はUSドル140円台になっています。つまりUSドル契約の会社には3割以上の収入増となる追い風となっております。しかしながら、円契約の会社には追い風とはなっておりません。

次に総原価ですけど、造船業は他の産業と比較して鋼材価格の与えるインパクトが非常に大きな産業であります。鋼材価格が造船業の総原価の約3割を占めております。皆さんご存知のように、この間、鋼材価格は約2倍となっております。それ以外の資材費並びに工賃の上昇により総原価は約4割上がっております。USドル契約の会社は、総原価の上昇分をなんとかカバーできておりますけど、円契約の会社は総原価4割上昇分をまともに受け、収支に本当に厳しい状況に追い込まれております。

専門部会でも出席された労側の一部の出席者もこのことに同意

を得ております。このように二極化された産業が他にあるのでしょうか。私はないと思っております。

次に公益案が示した内容よりむしろその理由に納得できておりません。公益側より造船業の賃金は製造業の賃金より上であるべきという理由だけで+52円を提示されました。最低賃金は最低賃金法第9条第2項によって、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の3要素を総合的に勘案して定めることになっておりますが、これを完全に無視しております。専門部会では、地方最賃とは別の観点から、その他の産業の実態に照らし合わせて議論すべきであります。他県の状況を見ておりましても、地方最賃の金額を下回る金額で答申された事例もあります。

そうした観点から、専門部会では3つの要素について信頼のおけるデータを基に金額の提示をさせていただきました。しかしながら、公益側の提示した金額並びにその算定理由は他の産業より上であるべきとか、様々な要素を総合的に勘案とか全くデータに基づいた結果になっておりません。

船舶部門の事業対象事業者には、大型の船舶製造業からエンジンや補機類の製造、保守といった企業が含まれ、様々な職種の方が働いております。であるのに、どこを見て他の産業より上であるべきと判断されたのか全く理解できておりません。賃金を決定するにあたり「であるべき」という言葉や、「総合的」という定性的な言葉で得られた結論など理解できるものではありません。

使用者側としては、現状の造船業の二極化の状態を十分理解していただき、最低賃金法第9条第2項の精神に基づき、この判断を頂けるよう切にお願い申し上げます。

以上です。

○柴田会長

はい。ありがとうございました。それでは、本審の他の委員の皆様から、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

会場の方も特にございませんでしょうか。

はい。それでは専門部会におきまして意見の一致に至りませんでしたという事情がございますので、今回は採決により答申を取りまとめたいということになりますので、それでよろしいでしょうか。

特に異議はございませんですね。

はい。それでは採決の手続きの説明の方をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第5条第3項に基づきまして、会議に出席していただいた委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、会長の決するところによると規定されています。

現在、会長を除いた出席委員は12名ですので、過半数は7名となります。

○柴田会長

それでは、本審議会として、専門部会報告内容で答申することとしてよろしいかの採決を行います。

挙手のほどお願いします。

まず、反対の方。

(反対の委員が挙手)

反対の方は3人ですね。

賛成の方。

(賛成の委員が挙手)

賛成の方は9人。

それでは、賛成が9人、反対が3人、こちらで間違いありませんね。

はい。では採決の結果、出席委員の過半数の賛成となっております。

すので、専門部会の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

なお、答申文（案）の準備にあたって事務局から説明があるとのことですので、説明をお願いします。

○賃金室長

はい、説明させていただきます。

本日資料として配布しております、日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについてです。

本年4月1日に日本標準産業分類の改正があり、それまで区切りとしてカンマが付けられていたものが、すべて読点に修正されております。

この改正について、資料 No. 5、6 のとおり、今年度の答申は、答申の別紙の件名と、【2 適用する使用者】の中に入っていますカンマをそれぞれ読点に修正するというものです。答申文別紙の元となる報告書別紙については、カンマから読点に修正したものを10月9日の船舶の専門部会において承認していただいております。説明は以上です。

○柴田会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

特に意見はない、ということよろしいでしょうか

それでは、答申文（案）はカンマから読点に修正したものを準備してください。

では、答申文作成のためのお時間はどういたしましょうか。

○賃金室長

5分ちょっとくらいでいけるとおもいます。

○柴田会長

それでは5分後、そうしますと10時25分から再開とさせていただきます。

< 中断 >

○賃金室長

お待たせしました。会長よろしくお願ひします

○柴田会長

それでは、事務局は答申文（案）を配付してください。

< 答申文（案）を各委員に配付 >

○柴田会長

はい。それでは答申文（案）は皆様、いき渡りましたでしょうか。

では、事務局は答申文（案）を読み上げてください。

○賃金指導官

それでは答申文（案）を読み上げます。

（案）

令和6年11月8日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 柴田潤子

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に

ついて（答申）

当審議会は、令和6年8月5日付け香労発基 0805 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙です。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,093円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定発効

以上です。

○柴田会長

はい。ありがとうございました。では、答申文についてご確認いただけましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、労働局長あてに答申いたします。

東委員、代理でよろしく願いいたします。

<東会長代理から答申文を労働局長に手交>

○労働局長

ただいま答申をいただきました。ありがとうございます。

香川県の特定最低賃金につきましては8月5日に諮問を行いましてから、これまで各専門部会を3回ずつ開催していただきました。

真摯にご議論をいただき、本当にありがとうございます。夏の暑い盛りから本日までご議論いただいたわけでございます。本当にありがとうございます。

本日、香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金につきましても、答申を取りまとめいただきました。

この特定最低賃金につきましては、今後改正決定に向けて所定の手続きを迅速に行ってまいりたいと考えてございます。

さらに、改正された最低賃金額の周知をはじめ、その履行確保に最大限力を尽くしてまいりたいと考えております。

今後とも皆様のご支援、お力添えいただきたくお願いを申し上げます。改めまして皆様大変ありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。労使各側委員の皆様方には、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金につきましては、残念ながら全会一致での答申には至りませんでした。本日、答申の運びとなり、香川県特定最低賃金の改正審議をすべて終了することができましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは事務局から何かございますでしょうか。

○賃金室長

答申後の事務手続についてご説明いたします。

異議申出公示を本日举行しまして、異議申出締切日が令和6年11月25日月曜日。

官報公示予定日が令和6年12月9日月曜日、発効日は、令和7年1月8日水曜日の法定発効を目指しております。

なお、11月25日月曜日までに異議申出がなされた場合につきましては、11月26日火曜日午前10時から本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

以上です。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、事務局の方で何かありますでしょうか。

○賃金室長

この後、事務連絡がありますので、委員の皆さまには残っていた

だくようお願いいたします。

○柴田会長

それでは、以上をもちまして、第7回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

――了――